2026 年 11 月

令和 8 年 11 月 20 日からの大雪に伴う災害により被害を受けられました皆様へ

SBI 常口セーフティ少額短期保険株式会社

令和 8 年 11 月 20 日からの大雪に伴う災害により被害を受けられました皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。
弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆様からお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてご対応させていただきます。

1. 保険料払込猶予期間の特別措置
   お客様のお申し出により、一定期間の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
2. 保険金の迅速なお支払いの特別措置
   お客様のお申し出により、保険金請求に必要な書類の一部を省略することにより、簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

特別措置の適用をご希望のご契約者様は、下記のダイヤルまでお問合せください。
0120-889-212 （フリーダイヤル 土日祝を除く 午前 9 時～午後 5 時 00 分）
011-271-8816 （土日祝を除く 午前 9 時～午後 5 時 00 分）

災害救助法適用地域と法適用日

適 用 地 域		法適用日
福島県	耶麻郡北塩原村（やまぐんきたしおばらむら） 耶麻郡猪苗代町（やまぐんいなわしろまち）	2026 年 11 月 20 日